

# アンケート(Questionnaire)

## アンケート(Questionnaire)

本報告書の冒頭で述べたように、ILO 理事会は第 347 回会期(2023 年 3 月)において、国際労働総会の第 113 回会期(2025 年 6 月)の議題として、プラットフォーム経済におけるディーセント・ワークに関する基準設定項目(二重審議)を決定した。[\[1\]](#)

各国政府は、使用者・労働者の最も代表的な組織と協議の上、本アンケートに回答し、将来の基準の形態、範囲、内容に関する意見を提供するよう要請される。回答には理由を付し、協議した団体を示すべきである。各国政府はまた、プラットフォーム経済に関連する監督またはその他の機能を有するすべての関係省庁が、本アンケートへの回答に関与することを確保することの重要性を再認識する。

国内官庁がこの質問書に対する回答を考慮するため、各国政府は 2024 年 8 月 31 日までに国内官庁に回答書を提出するよう要請される。

このアンケートには、採択される可能性のある文書の種類として、条約、勧告、勧告に補足された条約、強行的な(mandatory)規定と訓示的な規定(would provide guidance)からなる条約の 4 つの可能性が含まれている。

質問はテーマ別に分かれている。各分野には、強行的と考えられる規定に関する質問と、訓示的と考えられる規定に関する質問の両方が含まれる。強行的と考えられる規定は、プラットフォーム経済におけるディーセント・ワークの核心的側面に対処するため、すべてのデジタルプラットフォーム労働者に適用される原則、権利、義務を反映する。訓示的と考えられる規定は、原則、権利、義務の実施に関する具体的な詳細、または強行的規範としてはまだ熟していないか、あるいは非強行的規範の下でより適切に扱われる側面を扱うものである。従って、各国政府には、可能な規定の内容だけでなく、それが強行的なものであるべきか、訓示的なものであるべきかについてもコメントすることを求める。

質問票の構成は、国際労働総会が最も適切な制度の形式を決定する権利を制限するものではない。

さらに、本アンケートは、デジタル労働プラットフォーム上またはデジタル労働プラットフォームを通じた労働に影響を与える技術的、規制的または運用上の進展に照らして継続的な妥当性を確保するため、本制度または文書に、特定の規定を改正するための簡略化され迅速化された手順を含めるべきかどうかについての有権者の意見を求めるものである。支持が得られれば、事務局は、総会による最初の議論に先立ち、この目的のための改正手続の可能な設計についてのより詳細な情報を準備する。

回答者は、可能であれば電子形式でアンケートに記入し、platformeconomy@ilo.org に返信を送信することが推奨されます。回答者は、ジュネーブ国際労働事務所の労働条件・平等局(WORKQUALITY)に回答をハードコピーで提出することもできる。

[\[1\] GB.347/PV\(Rev.\)、パラ 876。](#)

## I.国際文書の形式

1.国際労働総会は、プラットフォーム経済におけるディーセント・ワークに関する文書を採択するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

2. もしそうなら、その手段は以下のような形をとるべきだろうか:

- (a)条約? ( )
- (b)勧告? ( )
- (c)勧告で補足された条約? ( )
- (d)強行的規定と訓示的規定からなる条約?( )

コメント:

## II.前文

3.本文書の前文は、デジタル労働プラットフォームの拡大を含むプラットフォーム経済の成長が、雇用創出と労働関連収入、および企業・事業発展の機会を増大させていることを認識するべきであるが、同時に、プラットフォーム経済におけるディーセント・ワークの達成に向けた課題を伴い、労働の組織化および遂行方法を大きく変容させていることにも言及するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

4.国際労働条約および勧告は、別段の定めがない限り、デジタルプラットフォーム労働者を含むすべての労働者に適用されることを、文書または装置の前文で想起するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

5.デジタル労働プラットフォーム上またはデジタル労働プラットフォームを通じての労働の特殊性により、デジタルプラットフォーム労働者とその権利を十分に享受できるようにし、公正な競争を促進するために、デジタルプラットフォーム労働者に特化した基準によって一般基準を補足することが望ましいことを、本制度の前文で強調するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

6. デジタル労働プラットフォーム上で、またはデジタル労働プラットフォームを通じて、労働を組織化、監督、評価するためのアルゴリズムの使用が労働条件に及ぼす影響の重要性を本文書の前文で認めるべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

7. その他の考慮事項を、この文書の前文に含めるべきか？

はい( ) いいえ( )

具体的にご記入ください

### III. 定義

8. 本文書の目的上、「デジタル労働プラットフォーム」という用語は、その労働がオンラインで行われるか（オンラインデジタル労働プラットフォーム）、特定の地理的場所で行われるか（ロケーションベースデジタル労働プラットフォーム）にかかわらず、ウェブサイトやアプリケーションなどのデジタルツールを通じて報酬を得るための人による労働の遂行を伴うサービスを提供する自然人または法人を意味するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

9. 本文書の目的上、「仲介者 (intermediary)」という用語は、下請けその他の方法により、デジタル労働プラットフォーム上で、またはデジタル労働プラットフォームを通じて、労働へのアクセスを提供する自然人または法人を意味するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

10. 本文書の目的上、「デジタルプラットフォーム労働者」という用語は、雇用上の地位、または正規か非正規か (formally or informally) に関係なく、デジタル労働プラットフォーム上で、またはデジタル労働プラットフォームを通して雇用されたか、または労働に従事する者を意味するべきか？ [2]

はい( ) いいえ( )

コメント:

[2] デジタル労働プラットフォーム上で、またはデジタル労働プラットフォームを通じて行われる業務には、ウェブサイトやアプリケーションなどのデジタル仲介ツールを使用して行われるさまざまな業務が含まれる。例えば、ライドシェアアプリを利用した労働やマイクロタスクプラットフォームでの労働などが含まれる。テクノロジーの仲介的役割は、事務作業のようなデジタル労働プラットフォームのために個人が行う他の種類の仕事と区別するのに役立つ。

11.本文書の目的上、「報酬(remuneration)」という用語は、雇用上の地位にかかわらず、デジタル労働プラットフォーム上で、またはデジタル労働プラットフォームを通じて行う労働の対価として、デジタルプラットフォーム労働者に支払われる金銭的対価(financial compensation)を意味するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

12.本文書の目的上、「労働時間(hours of work)」という用語は、デジタル労働プラットフォームがデジタルプラットフォーム労働者を自由に使える時間(仕事の割り当てを待っている時を含む)を意味するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

13.その他の用語は、本文書によって定義されるべきか？もしそうである場合は、その詳細を教えてください。

はい( ) いいえ( )

コメント:

## IV.目的と範囲

14.この文書は、以下に適用されるべきか？:

(a)すべてのデジタル労働プラットフォーム

はい( ) いいえ( )

(b)すべてのデジタルプラットフォーム労働者

はい( ) いいえ( )

コメント:

15.本文書は、実質的な性質の特別な問題が生じる場合、各加盟国が、批准時に、代表的な使用者団体および労働者団体、ならびに雇用された場合はデジタル労働プラットフォームおよびデジタルプラットフォーム労働者を代表する団体との協議の上、その規定の全部または一部の適用を除外することができるか？：

(a)デジタル労働プラットフォームの限定されたカテゴリー

はい( ) いいえ( )

(b)デジタルプラットフォーム労働者の限定されたカテゴリー

はい( ) いいえ( )

コメント:

16.各加盟国は、本文書を施行する際に、雇用関係にあるデジタルプラットフォーム労働者が、一般的に雇用関係にある労働者が享受する保護よりも不利ではない保護を享受することを確保するための措置を講じなければならないと規定するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

## V.本制度の実質的内容

### A.労働における基本原則と権利

#### 強行的規定

17.各加盟国は、デジタルプラットフォーム労働者が労働における基本的原則および権利、すなわち、「労働における基本的原則および権利」を享受することを確保するための措置を講じなければならないと強調するべきか？すなわち：

(a)結社の自由と団体交渉権の効果的な承認；

はい( ) いいえ( )

(b)あらゆる形態の強制労働の撤廃；

はい( ) いいえ( )

(c)児童労働の効果的な廃止；

はい( ) いいえ( )

(d)雇用と職業に関する差別の撤廃；

はい( ) いいえ( )

(e)安全で健康的な労働環境

はい( ) いいえ( )

コメント：

## B.労働安全衛生

### 強行的規定

18.各加盟国は、身体的・心理社会的リスクを評価し、適切な予防・管理措置を講ずることにより、労働に起因し、労働に関連し、または労働の過程で発生する事故および健康への傷害を防止するため、デジタル労働プラットフォームに対し、その管理の程度に見合った適切な措置を講ずるよう義務づけなければならない、と規定すべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント：

19.本文書は、各加盟国は、以下のことを確保するために適切な措置を講じなければならないと規定すべきか？：

(a)デジタル労働プラットフォーム上で、またはデジタル労働プラットフォームを通じて労働を行うために使用される機器は、デジタルプラットフォーム労働者の安全と健康に対する危険を伴わないこと；

はい( ) いいえ( )

(b)デジタルプラットフォーム労働者が、労働安全衛生に関する適切な情報と訓練を受けること；

はい( ) いいえ( )

(c)デジタルプラットフォーム労働者は、生命または健康に差し迫った深刻な危険があると思われる労働状況から離脱する権利を有すること；

はい( ) いいえ( )

(d) デジタルプラットフォーム労働者は、生命または健康に差し迫った重大な危険があると信じるに足る合理的な理由がある状況を、デジタル労働プラットフォームの代表者に報告すること；

はい( ) いいえ( )

(e) 危険性を他の方法で合理的に防止または管理できない場合に必要で、適切な個人用保護衣および保護具が、デジタル労働プラットフォームによって、労働者に負担をかけることなく提供されること。

はい( ) いいえ( )

コメント:

20. 本文書は、デジタルプラットフォーム労働者がその労働を遂行する過程において、所定の労働安全衛生措置を遵守し、デジタル労働プラットフォームが彼らに課せられた労働安全衛生義務を履行することに協力しなければならぬと規定するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

21. 本文書は、各加盟国が、業務災害の場合のデジタルプラットフォーム労働者の保護が既存の社会保障制度によって確保されない場合、デジタル労働プラットフォームに対し、雇用するか、または従事するデジタルプラットフォーム労働者にその保護の拡大を求めなければならぬと規定すべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

#### 訓示的規定

22. 本文書は、加盟国が、デジタル労働プラットフォーム労働者に対し、提供される労働の性質に応じて、衛生施設および飲料水へのアクセスを提供するよう助長しなければならぬと規定するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

### C. 暴力とハラスメント

#### 強行的規定

23.この文書は、2019年の暴力とハラスメントに関する条約（No.190）で認められている、暴力とハラスメントのない労働の世界に対するすべての人の権利と矛盾しないように、各加盟国が、ジェンダーに基づく暴力とハラスメント、および適切な場合には、オンラインで行われる場合を含む、依頼者や顧客（clients and customers）などの第三者が関与する暴力とハラスメントを含む、労働の世界における暴力とハラスメントからデジタルプラットフォーム労働者を効果的に保護するための適切な措置を講じなければならないと規定するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

## D.雇用促進

### 強行的規定

24.本文書は、1964年の雇用政策条約（第122号）に規定された完全かつ生産的で自由に選択できる雇用の目標に沿い、各加盟国がディーセント・ジョブの創出を促進し、プラットフォーム経済における進路開発と技能開発を奨励することを国家政策の目的としなければならないと規定するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

### 訓示的規定

25.本文書は、加盟国が、デジタルプラットフォーム労働者がディーセント・ワークを享受し、雇用の見通しを改善し、変化する技術および労働市場の状況に対応できるように技能開発およびポータブル能力（portable competencies）のためのさらなる訓練および教育の機会を促進しなければならないと規定するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

26.本文書は、加盟国が、不利な立場にある集団（disadvantaged groups）がデジタル労働プラットフォーム上で、またはデジタル労働プラットフォームを通じて労働する際の障壁を軽減するための措置を促進しなければならないと規定するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

## E.雇用関係

### 強行的規定

27.本文書は、各加盟国が、デジタル労働プラットフォーム上またはデジタル労働プラットフォームを通じた労働の特殊性を考慮し、2006年雇用関係勧告(No.198)に規定される事実優先原則に基づき、雇用関係の存在に関連するデジタルプラットフォーム労働者の適切な分類を確保するための措置を講じなければならないと規定すべきか？[\[3\]](#)

はい( ) いいえ( )

コメント:

[\[3\]](#) 事実優先の原則は、勧告第198号の第9項に示されており、雇用関係の決定は、当事者間で雇用された契約上またはその他の取り決めにおいて雇用関係がどのように特徴付けられるかにかかわらず、「労働の遂行と労働者の報酬に関する事実によって第一義的に導かれるべきである」と規定している。

28.本文書は、雇用関係の存在の決定に関して加盟国が採用する措置が真の民事上および商業上の関係に干渉してはならないと規定すると同時に、雇用関係にあるデジタルプラットフォーム労働者が当然の保護を受けることを保障すると規定すべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

### 訓示的規定

29.本文書は、変化する労働の世界における雇用関係に関連して、デジタルプラットフォーム労働者の適切な分類を確保するために、加盟国が適切な間隔で見直しを行い、必要であれば、関連する法律や規制の範囲を明確化し、適応させなければならないと規定すべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

## F.仲介業者の利用

### 強行的規定

30.本文書は、各加盟国が、仲介業者の使用が許可されている場合、その業務が適切に規制されるべきであり、労働安全衛生、報酬および社会保障負担金の支払いを含め、デジタル労働プラットフォームおよび仲

介業者のそれぞれの責任が、国内法および慣行に従って決定され、配分されることを確保するための措置を講じなければならないと規定するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

## G.報酬と労働時間

### 強行的規定

31.本文書は、各加盟国は、デジタルプラットフォーム労働者に支払われる報酬を確保するための以下の措置を講ずるべきか？:

(a)適切であり、必要に応じて公正な出来高払いを含むこと;

はい( ) いいえ( )

(b)契約上の義務、国内法、規制、労働協約に従い、定期的に、法定通貨で、全額支払われ、不当に保留されていないこと。

はい( ) いいえ( )

コメント:

32.本文書は、報酬額に関して適用される法律、規制、または労働協約の遵守を評価する際、以下のものをデジタルプラットフォーム労働者に支払われる報酬の一部とみなするべきではないと、当該文書または手段が規定するべきか？:

(a)業務を遂行するために必要な経費その他の費用;

はい( ) いいえ( )

(b)チップなどの心付け

はい( ) いいえ( )

コメント:

33.本文書は、各加盟国が、デジタル労働プラットフォームが、国内法もしくは規則により規定されるか、または労働協約により定められる条件および範囲においてのみ、デジタルプラットフォーム労働者の報酬から控除することを認められ、デジタルプラットフォーム労働者に、直接的または間接的に、全体的または部分的に、手数料または費用を請求することを禁止することを規定するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

34.本文書は、各加盟国が、デジタル労働プラットフォームに対し、デジタルプラットフォーム労働者の報酬および控除される情報に関する正確かつ分かりやすい情報を定期的に提供するよう義務づけるべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

35.本文書は、各加盟国が国内法、規制、または労働協約に従い、以下の事項に関してデジタルプラットフォーム労働者の適切な保護を確保するための措置を講ずるべきか？:

(a)労働時間

はい( ) いいえ( )

(b)休憩(rest breaks);

はい( ) いいえ( )

(c)毎日、毎週の休養(rest)?

はい( ) いいえ( )

コメント:

訓示的規定

36.本文書は、加盟国が、デジタルプラットフォーム労働者に支払われる報酬が、同等の状況にある労働者に適用される法定最低賃金または交渉による最低賃金が存在する場合、同じ方法に従って算出される最低賃金と少なくとも同等であることを確保するための措置を講じなければならないと規定するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

37.本文書は、デジタルプラットフォーム労働者がチップおよびその他の心付けを受け取れるようにするため、加盟国はチップおよびその他の心付けの支払いに関する訓示的規定を定めなければならないと規定するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

38.加盟国は、デジタルプラットフォーム労働者がプラットフォームの裁量に委ねられ、労働割当てを待っている期間について、支払うべき報酬を決定する方法を確立しなければならないと規定するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

39.本文書は、加盟国が、デジタルプラットフォーム労働者が報復されることなく、仕事の割り当てを辞退したり、対応可能 (available)でない場合にデジタル労働プラットフォームから切断できるような措置を取らなければならないと規定するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

## H.アルゴリズムの使用が労働条件に与える影響

### 強行的規定

40.本文書は、各加盟国が、デジタル労働プラットフォームに対し、雇用されまたは従事する前に、デジタルプラットフォーム労働者、および、その代表者または代表労働者団体、およびデジタルプラットフォーム労働者を代表する団体が存在する場合には、その団体に対し、労働を組織、監督、評価するためのアルゴリズムの使用、および、この使用がデジタルプラットフォーム労働者の労働条件にどの程度影響するかについて報告しなければならないと規定するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

41.本文書は、各加盟国が、デジタル労働プラットフォームに対し、アルゴリズムの使用について以下のことを確保しなければならないか？:

(a)デジタル労働プラットフォーム上またはデジタル労働プラットフォームを通じた労働へのアクセスや報酬の設定を含め、直接的または間接的な差別をもたらさないこと;

はい( ) いいえ( )

(b)労働災害のリスクや心理社会的リスクなど、デジタルプラットフォーム労働者の安全と健康に有害な影響を及ぼさないこと。

はい( ) いいえ( )

コメント:

42.本文書は、各加盟国が、デジタルプラットフォーム労働者が、特にアカウントの停止または無効化、あるいは労働関係の終了につながる場合、その労働条件に影響を与えるアルゴリズムによって生成された決定を、不当な遅延なく、人間の目で効果的に見直すことができることを確保しなければならないと規定するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

#### 訓示的規定

43.本文書は、デジタルプラットフォーム労働者の労働条件に対するアルゴリズムの使用による影響が労働協約の対象とならない場合、当該使用は権限のある機関による事前承認の対象としなければならないと規定するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

44.本文書は、加盟国が、デジタル労働プラットフォームに、デジタルプラットフォーム労働者の代表もしくは代表的労働者団体、およびそれらが存在する場合にはデジタルプラットフォーム労働者を代表する団体と協力して、アルゴリズムの使用がデジタルプラットフォーム労働者の労働条件に与える影響の定期的な監視および評価、ならびに、必要な是正措置の適用を確保することを促進しなければならないと規定するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

45.本文書は、質問 40 および 44 で言及されているように、情報、労働協約、または事前の承認において、少なくとも以下の諸要素に対処することの重要性を強調するべきか？ :

(a)労働条件に影響を及ぼすアルゴリズムの操作において考慮される主なパラメータと、それらの相対的重要性；

はい( ) いいえ( )

(b)意思決定プロセスにおける人間の介入の度合い；

はい( ) いいえ( )

(c) (a)または(b)のその後の変更

はい( ) いいえ( )

コメント:

## I. デジタルプラットフォーム労働者の個人情報の保護

### 強行的規定

46. 本文書は、各加盟国が、デジタルプラットフォーム労働者の個人データの収集、保管、使用、処理、通信に関して、効果的かつ適切な保護措置を確立しなければならないと規定するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

47. 本文書は、各加盟国が、デジタル労働プラットフォームに対し、労働関係の適切な履行に厳密に必要な範囲、もしくは国内法で義務づけられている範囲に限って、デジタルプラットフォーム労働者の個人データを収集、処理、使用することを保証すること、ならびに、特に、以下の個人データの収集、処理、使用を禁止することを義務づけなければならないか？:

(a) 労働者代表とのやり取りを含む、私的な会話に関するデータ;

はい( ) いいえ( )

(b) 労働者団体の構成員であること、またはその活動に参加することに関するデータ;

はい( ) いいえ( )

(c) デジタルプラットフォーム労働者が、労働を行う目的でデジタル労働プラットフォームに接続していない場合に得られたデータ;

はい( ) いいえ( )

(d) 国際労働基準およびその他の関連する国内・国際文書に従って決定された、身体的・精神的健康およびその他の機微なデータに関するデータ。

はい( ) いいえ( )

コメント:

### 訓示的規定

48.本文書は、第 46 問で言及された保護措置 (safeguards) を設定する際、加盟国が、労働者の個人データ保護に関する実施規範、個人データ保護とプライバシーの権利に関するその他の国内および国際的関連文書など、国際労働機関の関連文書を考慮に入れなければならないと規定するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

49.本文書は、加盟国が、格付けを含むデジタルプラットフォーム労働者の労働に関連するデータの移行可能性 (portability) に関する方針を定めるべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

## J. 社会保障

### 強行的規定

50.本文書は、各加盟国が、デジタルプラットフォーム労働者が、一般的な労働者に適用される条件よりも不利でない条件で社会保障保護を享受することを確保するための措置を講じなければならないと規定するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

### 訓示的規定

51.本文書は、加盟国が、社会正義と衡平性に配慮して財政的、財政的、経済的持続可能性の原則に基づき、デジタル労働プラットフォームとデジタルプラットフォーム労働者が共に社会保障制度の資金調達に参加することを確保するための措置を講じなければならないと規定するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

52.本文書は、加盟国が、国内の社会保障保護制度の適用範囲が限定されている場合、1952 年の社会保障 (最低基準) 条約 (第 102 号) に含まれる 9 種類の給付に関して、すべてのデジタルプラットフォーム労働者をカバーするように、その適用範囲を段階的に拡大する努力をしなければならないと規定するべきか？ [4]

はい( ) いいえ( )

コメント:

[4] 第 102 号条約第 II 部～第 X 部(医療、疾病給付、失業給付、老齢給付、業務災害給付、家族給付、出産給付、無効給付、遺族給付)を参照のこと。

53.本文書は、加盟国が、デジタルプラットフォーム労働者が異なる加盟国または同一加盟国内で異なる社会保障制度の適用を継続的に受ける場合、その取得・獲得過程における社会保障権の維持または移行可能性のための措置を講ずるよう努めなければならないと規定するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

## K.デジタルプラットフォーム労働者に適用される条件

### 強行的規定

54.本文書は、デジタルプラットフォーム労働者の労働条件が、労働が行われる国の法律に準拠しなければならないと規定するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

55.本文書は、各加盟国が、国内法、規制、または労働協約に従い、可能であれば書面による契約を通じて、デジタルプラットフォーム労働者が適切かつ検証可能で分かりやすい方法で労働条件を知らされるようにするための措置を講じなければならないと規定するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

### 訓示的規定

56.本書は、加盟国が、デジタルプラットフォーム労働者とデジタル労働プラットフォームとの間の契約に最低限、以下のことを盛り込まなければならないと規定するべきか？ :

(a)契約当事者の身元(identity)および連絡先の詳細;

はい( ) いいえ( )

(b)デジタルプラットフォーム労働者に期待される作業(tasks);

はい( ) いいえ( )

(c)質問 40 で言及した、アルゴリズムの使用が労働条件に与える影響に関する情報;

はい( ) いいえ( )

(d)デジタルプラットフォーム労働者のアカウントが一時停止もしくは無効化された根拠、または労働関係が終了した根拠に関する情報;

はい( ) いいえ( )

(e)デジタルプラットフォーム労働者に支払われる報酬を決定する方法、および控除がある場合はその可能性に関する情報;

はい( ) いいえ( )

(f)デジタルプラットフォーム労働者が、仕事の割り当てのためにデジタル労働プラットフォームの裁量に委ねられると予想される期間がある場合、その期間。

はい( ) いいえ( )

コメント:

## L.移民・難民の保護

### 強行的規定

57.各加盟国は、移民・難民の採用またはデジタルプラットフォーム労働者としての労働の過程において移民・難民に対する虐待を防止し、適切な保護を提供するために必要かつ適切な措置をすべて講じなければならないと規定するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

### 訓示的规定

58. 加盟国は、移民および難民が、質問 65-67 で言及された紛争解決メカニズムおよび法的救済を含め、デジタル労働プラットフォーム上またはそれを通じた労働に関連する法律および規制を確実に認識できるよう、無料の広報部門を提供することを確保しなければならないと規定するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

## M.結社の自由、社会対話、使用者・労働者団体の役割

### 強行的規定

59.本文書は、各加盟国が、デジタル労働プラットフォームとデジタルプラットフォーム労働者が、関係する組織の規則にのみ従い、事前の許可なく自ら選択した組織に参加することを含めて、結社の自由と団体交渉の権利を効果的に享受できるように、必要なすべての措置を講じなければならないと規定するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

### 訓示的規定

60. 本文書は、加盟国が、デジタル労働プラットフォームおよびデジタルプラットフォーム労働者が、国境を越えたレベルを含め、団結権および団体交渉権を行使し、社会対話に参加するための環境を整備しなければならないと規定するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

61. 本文書は、加盟国が、デジタル労働プラットフォーム上またはデジタル労働プラットフォームを通じての労働に関連して、そのメンバーの利益を効果的に促進し擁護するために、使用者代表組織および労働者代表組織、ならびにそれらが存在する場合、デジタル労働プラットフォームおよびデジタルプラットフォーム労働者を代表する組織の能力を強化するための措置を講ずるか、または支援しなければならないと規定するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

62. 本文書は、使用者団体と労働者団体が、それぞれデジタルプラットフォームとデジタルプラットフォーム労働者に会員資格とサービスを拡大することを奨励するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

63.本文書は、加盟国が、デジタル労働プラットフォームが代表的労働者団体、および、それらが存在する場合には、デジタルプラットフォーム労働者を代表する団体が、有意義な交渉に必要なすべての情報を利用できるようにするための措置を講じなければならないと規定するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

## N.一時停止、無効化、終了

### 強行的規定

64.本文書は、各加盟国が、差別的、恣意的、またはその他の不当な理由に基づく場合、デジタルプラットフォーム労働者のアカウントの停止もしくは無効化、またはデジタル労働プラットフォームとの労働関係の終了を禁止するための措置を講じなければならないと規定するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

## O.紛争解決

### 強行的規定

65.本文書は、各加盟国が、デジタルプラットフォーム労働者が適切かつ効果的な法的救済、および安全で公正性のある効果的な紛争解決メカニズムに容易にアクセスできることを確保するための措置を講じなければならないと規定するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

### 訓示的規定

66.本文書は、加盟国が、デジタルプラットフォーム労働者が、そのプラットフォームが設立された場所に関係なく、デジタル労働プラットフォーム上に居住する地域か、またはデジタル労働プラットフォームを通じて労働を遂行する地域において、紛争解決メカニズムへのアクセスを確保するための措置を講じなければならないと規定するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

67.本文書は、加盟国が、法的救済および紛争解決メカニズムに関する措置を取る際に、労働関係終了後に合法的に域内に滞在し、その権利を追求する権利の承認を含め、移民・難民の特殊な状況を考慮しなければならないと規定すべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

## P.遵守 (compliance) と執行

### 強行的規定

68. 本文書は、各加盟国が、デジタル労働プラットフォーム上またはデジタル労働プラットフォームを通じた労働の特徴を考慮して、関連国内法、規制および労働協約の遵守と執行を確保するための機構 (mechanism) を導入しなければならないと規定すべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

69.本文書は、各加盟国が、遵守を確保するために報告義務を含め、免許制度、認証制度、または他の形態の規制を通じて、デジタル労働プラットフォームの運営に関する条件を決定しなければならないと規定すべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

### 訓示的規定

70. 本文書は、加盟国が、質問 68 で言及された遵守機構 (mechanism) を設置する際に、デジタルプラットフォーム労働者のプライバシーの権利の尊重を確保しなければならないと規定すべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

71.本文書は、加盟国が、デジタル労働プラットフォームに報告義務を課すことを含め、プラットフォーム労働者の正規化(informalization)を促進し、無申告業務(undeclared activities)に取り組み、公正な競争を促進するための措置の整備を確保しなければならないと規定するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

## Q.実施

### 強行的規定

72.本文書は、各加盟国が、自国の領域内で運営されるデジタル労働プラットフォームおよびそこで働くデジタルプラットフォーム労働者との関係において、本文書の規定を実施しなければならないと規定するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

73.本文書は、各加盟国が、本文書の規定を実施するにあたり、代表的な使用者団体および労働者団体、ならびに、デジタル労働プラットフォームおよびデジタルプラットフォーム労働者を代表する団体が存在する場合には、それらの団体と協議し、積極的な参加を促進しなければならないと規定するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

74.本文書は、本文書の規定が、デジタルプラットフォーム労働者を対象とする(cover)ための既存の措置を拡張するか、もしくは適用することによって、または、新たな措置を開発することを含め、法律や規則、労働協約、裁判所の判決、これらの組み合わせ、もしくは各国の状況および慣行に適したその他の方法によって適用されなければならないと規定するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

### 訓示的規定

75.本文書は、加盟国が、特に労働における基本的原則および権利、社会保障、紛争解決、デジタル労働プラットフォームの運営規制に関する事項において、本文書の規定の効果的な実施を確保するために、二国間および地域、国際レベルで協同しなければならないと規定するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

76.本文書は、加盟国が、デジタル労働プラットフォーム、デジタルプラットフォーム労働者、代表的使用者・労働者団体、および雇用された場合は、デジタル労働プラットフォームおよびデジタルプラットフォーム労働者を代表する団体に対し、その規定の効果的実施を支援するために認識を高め、情報および指針を提供しなければならないと規定するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

77.本文書は、加盟国が、デジタル労働プラットフォーム上またはデジタル労働プラットフォームを通じての労働に関する進展を監視するため、データおよび統計の収集を含む適切な機構(mechanism)を確立しなければならないと規定するべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

## R.修正

78.本文書は、デジタル労働プラットフォーム上またはデジタル労働プラットフォームを通じての労働に影響する技術、規制、または運用の発展に照らして、特定の条項の継続的な妥当性を確保するために簡略で迅速な改正手続きを含めるべきか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

## VI.その他の考慮事項

79.国内法又は慣行には、本文書の実際の適用に困難を生じさせるような固有の特徴があるか？

はい( ) いいえ( )

コメント:

80. (連邦の場合のみ) 本文書が採択された場合、その主題は、連邦の行動(action)として適切か、あるいは連邦の構成単位による行動として適切か？

はい( ) いいえ( )

コメント:

81. 本アンケートで取り上げられていない問題で、本文書の起草時に考慮すべきものはあるか？

はい( ) いいえ( )

コメント: